

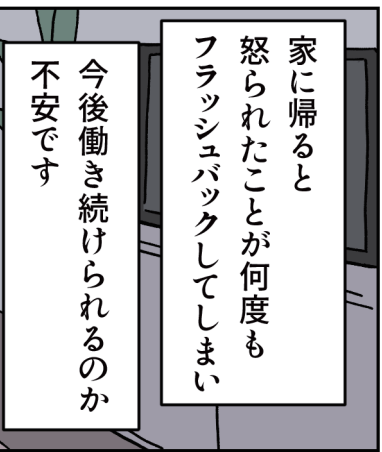
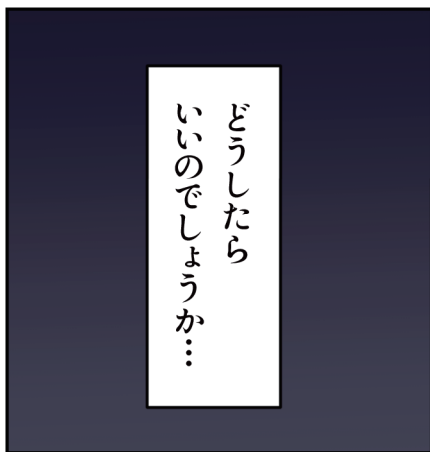
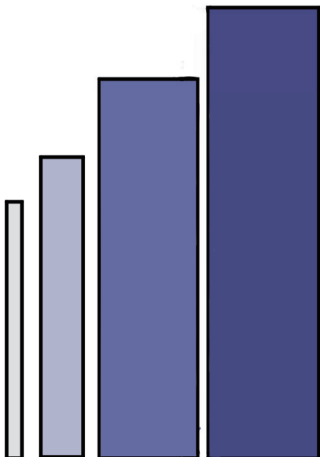
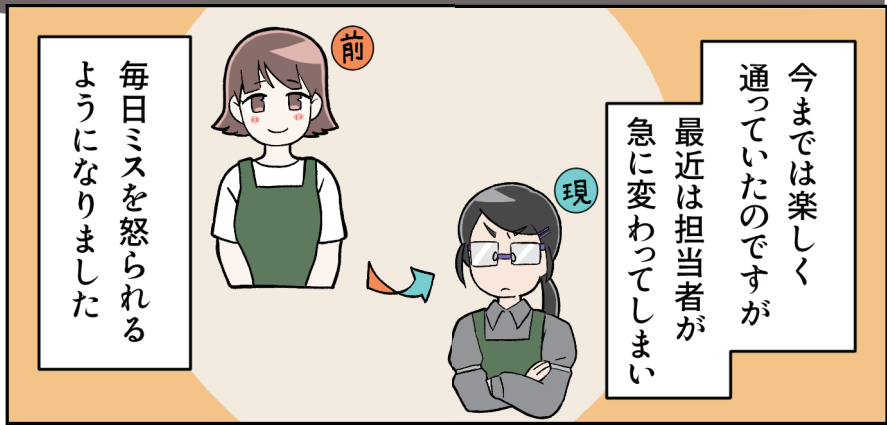
# 今からでも障害年金大丈夫…?!

● 20歳を過ぎても申請はできるの? ページ1

20歳の頃から  
障害者雇用で働いて  
います

Aさん(25)

広汎性発達障害が  
あるわたしは



監修



特定社会保険労務士  
しまだ ちえこ  
嶋田 千栄子 氏

メンタルヘルスマネジメント/ アンガーマネジメントFT  
東京都中野区出身。平成16年よりパークレー社会保険労務士事務所開業。  
労務トラブルや社会保険手続き業務の他、障害年金請求代理業務に強みを持ち、  
特別支援学校の保護者向け障害年金セミナーでの講演は大変好評。  
【共著】『障害年金相談標準ハンドブック・請求代理の実務(H26 日本法令)』など

## 解説 20歳を過ぎても障害基礎年金は申請できる?

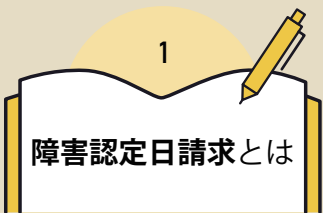
今からでも障害基礎年金の「**事後重症請求**」は可能です！  
障害基礎年金の申請準備のため、まずは、病院を受診しましょう。



CHECK!!

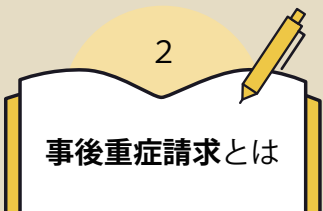
知的障害や広汎性発達障害の場合は20歳到達時点が年金上の「**障害認定日**」と扱います。ただし、障害認定日以降も原則65歳到達前までなら、障害基礎年金を申請することができます。これを「**事後重症請求**」といいます。

20歳で申請していなかった、あるいは20歳の時点で不支給決定だった場合、症状が悪化したときは、事後重症請求の申請を検討してみましょう。



障害認定日請求とは

20歳の前後3ヵ月以内のカルテに基づく診断書を提出して審査を受ける方法。認められると20歳到達の翌月分から受給できる。この時期のカルテが病院に残っているなら、何年か経過していても、認定日請求は可能（その場合、現在の状態の診断書も追加する）。ただし、5年以上たってから認定日請求をすると、一部時効により受給できない部分が発生する。



事後重症請求とは

20歳の時に障害認定日請求をしたが、症状が軽いと判断されて認定されなかった、または20歳の時のカルテがなくて障害認定日請求ができなかった…等々といった場合に、障害認定日より後に申請する方法。申請しようとする時点（直近3ヵ月以内）のカルテに基づく年金用診断書を提出して審査を受け、認められると申請した翌月分から受給できる。

20歳の時に手続きしていなかった場合でも、障害基礎年金を申請することは可能です。身の回りの状況が変わったり就労環境が変わったことで、障害の状態に大きく影響することがあります。

環境の波、障害の波をカバーするものとして障害基礎年金を捉え、事後重症請求を考  
えてもよいと思います。また、就労先で雇用保険に加入している場合、一定の要件を

満たすと、退職したときに失業手当（基本手当）を受給できることがあります。  
失業手当と障害基礎年金の併給は可能ですし、無理し過ぎない生活の手助けに様々  
な制度を活用しましょう。